

## 意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

提出意見に関連する条例準備書の該当  
ページ数又は環境影響評価項目等

市民館・図書館

## &lt;意見&gt;

移転する市民館・図書館は現在と同規模です。区民の需要を満たすために現在の市民館・図書館を存続させていただきたい。

## &lt;理由&gt;

市民館や図書館は、歩いて行ける地域に設置し、誰もが気軽に日常的に使用できることが必要だ。移転する市民館・図書館では「スペースの共有・融合」が強調されるが、市民館・図書館の本来の在り方に沿った計画が何も示されていない。これは現行と同規模であることの限界をカバーするための方策ではないか。

現行図書は4割は閉架だが、移転先には置く場所がないため、他に施設を作るといふ。それなら、現在の図書館を存続させて開架として閲覧してもらうことが唯一の解決策だ。

- ① コロナ禍で三密回避が必要であり、今でも狭い閲覧席の半数しか使えなくなる。電子書籍は少なく、子供や高齢者の利用には困難を伴い誰もが利用できる訳ではない。
- ② 宮前区が誕生した36年前より人口が1.6倍の23万人に増えた。なのに、市民館・図書館は増やしていない。
- ③ 他都市や市内7区と比較しても、宮前区は設置個所があまりに少なすぎる。宮前区と同規模人口都市の図書館数：調布市11、厚木市10、平塚4、宮前区1館。同公民館数 (川崎では市民館)：平塚市26、厚木市16、藤沢氏5、宮前区2館。